

日本腎臓病薬物療法学会

腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師認定制度規程

日本腎臓病薬物療法学会 専門薬剤師制度対策委員会

第1章 総則

第1条 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師認定制度（以下「本制度」という）は、透析・腎移植を含めた慢性腎臓病（CKD）だけでなく、急性腎傷害や腎臓が未発達未熟児、CKD 患者の大半を占める高齢者などの薬物療法も含めた幅広い腎臓に関わる薬物適正使用の実践を推進するためのものである。腎臓病・透析・CKD などの専門性を生かし、病態を熟知した患者教育によるアドヒアランス向上という任務を実践できる薬剤師を養成し、より有効かつ安全で、個々の患者に配慮した最適な薬物療法を提供し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本腎臓病薬物療法学会（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するため、この規程により腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定薬剤師とは、認定に必要な資格を有し、本学会認定薬剤師認定審査に合格し、腎臓病における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たしていることが認められた者をいい、英名を **Certified nephrology pharmacist** とし、次の各項の役割を果たす。

- 1) 腎臓病薬物療法において薬学的管理の実践と評価ができる。
- 2) 腎臓病薬物療法に関する知識と技術を持ち、安全で安心な治療環境を提供できる。
- 3) 患者の長期療養生活を効果的に支援できる。

2 専門薬剤師とは、認定に必要な資格を有し、本学会専門薬剤師認定試験に合格し、腎臓病における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、チーム医療における他職種に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者をいい、英名を **Nephrology and pharmacotherapy specialist** とし、認定薬剤師の役割 1) ～ 3) に加え、次の各項の役割を果たす。

- 4) 実践的モデルを示すことによって医療チームに対して指導および助言ができる。
- 5) 腎臓病薬物療法における薬学的管理の質向上に主体的に取り組める。

第2章 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師認定制度対策委員会

第4条 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師認定制度対策委員会（以下「対策委員会」という）を設ける。

第5条 対策委員会は、認定制度の実施および改善のための検討を行う。

第6条 対策委員会は、本学会理事長（以下「理事長」という）が指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）から選任され、本学会理事会（以下「理事会」という）の議決を経て委嘱した若干名をもって構成される。

第7条 対策委員会の構成および運営については、細則に定める。

第3章 他の組織との連携

第8条 本学会は、日本腎臓学会、日本透析医学会に認定制度の共同認定作業を委託する。

2 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会等と協議し、連携をはかることとする。

第4章 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定

第1節 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師を認定する委員会

<認定委員会>

第9条 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定に関する事項の審議は、腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師認定制度認定委員会（以下「認定委員会」という）が行う。

第10条 認定委員会は、次の各項について審議する。

- 1) 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定およびその更新の審議に関すること。
- 2) 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定およびその更新の実施に関すること。

第11条 認定委員会は、理事長が本学会評議員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員と、関連学会からの委員をもって構成される。

第12条 認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

<認定試験実行委員会>

第13条 腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師制度認定試験実行委員会（以下「試験委員会」という）は腎臓病薬物療法専門・認定薬剤師制度における認定試験の実施に関するすべての業務を行う。

第14条 試験委員会は、理事長が会員の中から選任し、理事会の議を経て委嘱した委員をもって構成される。

第15条 試験委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 資格申請

第16条 腎臓病薬物療法認定薬剤師認定試験を受験する者（以下「受験者」という）は、次の各項に定める資格を全て満たす者であること。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての優れた人格および識見を備えていること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において引き続いて3年以上本学会会員であること。

ただし、過渡的措置期間中（2013年12月まで）は、日本腎と薬剤研究会登録期間と日本腎臓病薬物療法学会に2012年から継続して会費を納入している期間を合算し3年以上とする

(3) 日本医療薬学会認定薬剤師、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システムレベル5以上、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。

(4) 申請時において、日本腎臓学会、日本透析医学会のいずれかの個人会員であり、日本医療薬学会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会のいずれかに所属していること。

(5) 日本腎臓病薬物療法学会が示す単位基準（別表）の修得単位が、受験年の直近2年間で30単位以上あること。

(6) 日本腎臓病薬物療法学会（日本腎と薬剤研究会も含む）、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、3回以上（うち、少なくとも1回は発表者）あること。

第17条 腎臓病薬物療法専門薬剤師認定試験を受験する者（以下「受験者」という）は、次の各項に定める資格を全て満たす者であること。

(1) 腎臓病薬物療法認定薬剤師として、腎臓病および透析患者の薬物療法などの関連する診療に3年以上携わっていること。

(2) 5年間継続して本学会の会員であること。

(3) 申請時において、日本腎臓学会、日本透析医学会の両方の個人会員であること。

(4) 日本腎臓病薬物療法学会（日本腎と薬剤研究会も含む）、日本腎臓学会、日本透析医学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会などの全国レベルの学会や関連する国際学会において、腎臓病および透析患者の薬物療法に関する学会発表が、5回以上（うち、少なくとも2回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に腎臓病および透析療法に関する学術論文を投稿が3編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。

(5) 申請時に、直近5年間の30自験例を提出できること。

第3節 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の試験および認定

第18条 受験者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、試験料（認定薬剤師は15,000円、専門薬剤師は20,000円）を納付しなければならない。

第19条 試験の実施は、試験委員会が筆記試験によって行う。

第20条 試験委員会は、試験結果を認定委員会に報告する。

第21条 認定委員会は、試験委員会の報告をもとに、腎臓病薬物療法専門薬剤師の認定を行う。

第22条 理事長は、認定委員会が腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師として認定した者に対して、腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師認定証を交付する。

2. 本学会は、第1項の認定をしたときはその氏名を本学会誌およびホームページ上に公表する。

3. 本学会腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。ただし、本制度規程26条の規程によって、腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師がその資格を喪失したときは、本学会腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定証の有効期間は、資格を喪失した日に終わる。

第5章 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定の更新

第23条 本学会は、腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師のレベル保持のため、更新制を施行する。

第24条 本学会の認定を受けた腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第25条 更新のため腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定を申請する者（以下「更新申請者」という）は、次の各項に定めた資格を全て満足する者であること。

- 1) 日本国の薬剤師免許を有すること。
- 2) 申請時において、腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師であること。
- 3) 申請時において、過去5年間に規定された腎臓病薬物療法において薬学的管理の実践や自己研鑽の実績があること。
- 4) 更新申請者は、細則に定める申請書類を更新審査料とともに本学会に提出しなければならない。

第6章 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の資格の喪失

第26条 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師は、次の各項の理由により、認定委員会の議を経て、腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の資格を喪失する。

- 1) 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の資格を辞退したとき。
- 2) 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定の更新をしなかったとき。
- 3) 日本国の薬剤師免許を喪失し、もしくは返上し、もしくは取り消されたとき。
- 4) 本学会を退会したとき。

第27条 腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と対策委員会の審議を経て、理事長が腎臓病薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師の認定を取り消すことがある。

第7章 規程の見直し、変更

第28条 この規程については、対策委員会および理事会の議決を経て変更することができる。

第8章 補則

第29条 この規則を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

この規則は、平成23年9月17日から施行する。